

# 効率的な退職金スキーム

## 平成18年度税制改正(役員給与の損金不算入)を切り口とした役員退職金提案

中小企業のオーナー社長にとって、勇退時の退職慰労金の取り扱い是非常に重要な問題となります。保険の持つ課税繰り延べ機能を使い、税務上・会計上効率的な退職金スキームを提案することで、保険に加入していただくことを目指しましょう。

### 顧客プロフィール

#### 久保和弘◎55歳

ITコンサルティング企業「株式会社ブレイン・ワークス」の社長。45歳のときに大手企業のIT部門を飛び出し起業。誠実な人柄で、ビジネス・パートナーとして提携してくれる企業もあり、業績は順調に伸びている。65歳での引退を考えているが、子どもは別の分野で活躍しているので事業承継は考えていない。



### 今月のFP

#### 中川和夫◎45歳

大手生保の男性職員として主に中小法人へのコンサルティング営業を行っている。久保社長とは、最近、セミナーで同席して懇意になった。



### “保険嫌い”の社長にアプローチ

FPの中川は久保社長が経営する株式会社ブレイン・ワークスを訪問した。あるセミナーで社長と知り合い、世話になったのだ。先日のお礼を述べてから中川は次のように切り出した。

「社長は、たしか保険がお嫌いでしたね」

「そうだよ。僕の身体一つがこの会社の資本だけど、健康には気をつけているし、子どもも社会人になったので、今さら保険は必要ないよ」

「お元気そうでいらっしゃるし、ご自分の会社でいらっしゃる以上、お仕事はずっと続けられますからね」

久保社長は中川の顔から視線を外し、壁にかかっている写真を眺めた。自然の豊かな風景だ。社長の故郷だろうか。

「いやあ、あと10年、65歳になったら引退して、家内と田舎で気ままに過ごすつもりだ」

「ご自分の会社をお持ちなんですから、65歳で引退なんてもったいないですよ」

「独立したのはいつまでも働くためではなく、早く自分の思うような暮らしをしたかったからだよ。土いじりをしたり本を書いたり好きなことをして暮らして、用事があるときだけ東京に出てくるというのが理想だね」

「そのときは、この会社はどうなさるのですか」

「今、パートナーと一緒に仕事をしている若い奴がいるんだ。代表はそいつに譲って、僕は顧問としてときどき会社に出るだけでいいようにしたいと思っているよ」

「失礼ですが、いずれ後継者に会社をお譲りになるのであれば、これまでのご苦労に対する慰労金として、会社からまとまったお金を出せるように、そろそろ勇退退職金のご準備を始められてはいかがですか。完全に退職なさらないにしても、みなし退職金といって、実質的に経営から退いていること、報酬を50%以下にすることなどの条件をクリアできれば、勇退退職金の支給は税務上否認されません」

「退職金か。今まで考えてもなかったなあ」

まんざらでもなさそうな表情を浮かべる社長に、中川は思い切って質問してみた。

※1 特殊支配同族会社の役員給与が対象。

「失礼ですが、社長はいくら報酬を取っていらっしゃるのですか」

「もらい過ぎてとも思っ、僕の給料は月150万円(年間1,800万円)に抑えているよ。このところ、利益も毎年500万円は確保できているので、創業10年になるのを機会に、もう少しもらうようにしようかと考えていたところだ。その分を退職金の準備として積み立ててもいいね」

「そういうお考えでしたら、次回、退職金積立プランを持ってまいりますので、話を聞いてください」

中川は面談の約束をして辞去した。

### 役員給与の損金不算入が直撃

後日、訪問した中川はすぐに社長の執務室に通された。

「おっ、ご苦労さん。いいプランはできたかね」

「はい」

そう言って中川は、通増定期保険と長期平準定期保険の提案書をテーブルに広げた。それを見た久保社長の顔が少し不愉快そうになった。

「この前わたしは、積み立てと言ったはずだよ。養老保険ならともかく、定期保険とは…。話が違うじゃないか」

中川は臆することなく話し始めた。

「確かに形は定期保険なのですが、解約返戻金が多いので貯蓄にもなるのです。そのご説明の前に、ちょっと税金のお話をさせてください。社長は、平成18年度税制改正において中小同族会社を直撃する“大増税”が盛り込まれたのはご存じですか」

「大増税? 何だね、それは」

「平成18年4月1日以降に開始する事業年度からは、中小同族会社の業務主宰役員、つまりオーナー経営者の給与の給与所得控除相当額が損金にならないのです」

「うちは、僕一人で作った会社なので同族会社だが。そうすると、どうなるのかね」

社長の給与は年収1,800万円。給与所得控除額は(P.16表1)、1,800万円×0.05+170万円=260万円である。この260万円が今期から損金に算入されないことになる※1。実効税率を41%とすると、今まで500万円×0.41=